

会 議 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	平成30年 9月10日 (月) 午前 9時31分 開会 午前 10時34分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	山田 昌紀 中山真由美 宮脇 俊彦 齊藤 裕樹 土山由美子 相馬 欣行 大山 学
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	19人
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第13号 中学校給食導入に当たり、市民及び保護者への説明会
を
結 果 実施し、意見を反映させることを求める陳情
不採択

午前9時31分 開会

○委員長【山田昌紀議員】 ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第13号、中学校給食導入に当たり、市民及び保護者への説明会を実施し、意見を反映させることを求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 それでは、「陳情第13号、中学校給食導入に当たり、市民及び保護者への説明会を実施し、意見を反映させることを求める陳情」について、意見を述べます。

中学校の給食実施は、優先順位の高い課題の一つです。これまで議会でも何度も取り上げられ、議論を重ねてきました。近年では、導入がおくれた自治体においても中学校給食の実施が進んでいます。弁当の準備の負担軽減といった課題も背景にあり、食育や栄養バランスの観点からも、導入が求められてきました。学校給食法においては、小学校、中学校の別なく、給食の実施が努力義務とされており、実現可能な実施方法を検討し、速やかに実現することが求められています。

伊勢原市教育委員会では、平成29年10月の教育委員会議において、デリバリー方式を採用して、できる限り早期に中学校において完全給食を導入することを決定。陳情文にもあるとおり、本年度5月下旬には小学校6年生、中学校1年生及びその保護者、中学校の教員を対象にアンケートが行われたところです。導入に当たっては、アンケート実施後に同様に意見を反映させることを目的とした説明会の実施の必要性を感じられません。

よって、本陳情は不採択とすべきと考えます。

○委員【宮脇俊彦議員】 それでは、「陳情第13号、中学校給食導入に当たり、市民及び保護者への説明会を実施し、意見を反映させることを求める陳情」に、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

中学校給食は、中学校の生徒、保護者にとって、早期実現を願う重要な課題です。伊勢原市議会でも、市当局にその取り組みを求める質問が、この間、再三行われました。しかし、市は、調査中との答弁を繰り返してきました。ところが、昨年10月末の教育委員会で、突然デリバリー方式（加熱式）選択制が提案され、意見を5人の委員がそれぞれ述べるだけで決定してしまいました。8年前に決定

した自校方式の給食がベストとの見解について議論もなく、生徒、保護者の意見を聞くことについての言及もなく、教育委員会の提案をそのまま承認してしまいました。10年前、まず、教育委員会はデリバリー方式を決定しました。しかし、市民の声を聞くべきだと、説明会開催を求める陳情が議会で採択され、その結果を受けて、市内10カ所の小学校と教育センター、計11カ所で教育委員会主催にて給食説明会が開催されました。その内容は、各方式、自校方式、親子方式、センター方式、デリバリー方式の特徴、弱点、必要経費を示して、保護者の意見を聞くものでした。開催された説明会、実施されたアンケートの結果をもとに、教育委員会で再度議論され、一番支持が多かった自校方式の中学校給食が最適であるという結論に至ったのです。こうした経過、結論を重視することこそ必要ではないでしょうか。現在の教育委員会は、こうした経過を踏襲していないと言わざるを得ません。

陳情は、中学校給食導入に当たり、市民及び保護者への説明会を実施し、意見の反映を求めたものです。議会として、市に対し、生徒、保護者に対して説明会を開催することを教育委員会に求めることは当然ではないでしょうか。ことし6月に教育委員会はアンケートを行いました。これは選択制デリバリー方式を前提にしたものです。その方式で、どれぐらいの利用があるのかを知るために行ったものです。各方式について、市民の意見を求めたアンケートではありません。出発点に立って、市民及び保護者の意見を聞く説明会の開催を求めることこそ必要だと思います。

よって、本陳情に賛成いたします。

○委員【大山学議員】 それでは、陳情第13号について、意見を述べます。

中学校給食の導入の重要性は、他委員が述べたとおりであります。本陳情の趣旨において、加熱式デリバリー方式がどのような給食になるかをわかっている保護者はほとんどいないとしていますが、教育委員会において、小中学校の生徒、保護者を対象にしたアンケートを実施し、その中で、加熱式デリバリー方式についての説明も十分されていると考えております。デリバリー方式に対しては、ほとんどの保護者が理解していないとの趣旨には賛同できかねます。また、自校方式の給食に比べると、食育に劣るとしてはありますが、どの方式を採用するにしても、教育現場でしっかりと食に対する教育をされれば、その目的は十分に達せられるものと考えます。なぜ食育に関して自校方式だけ有利性があるものなのかの説明も不十分であることから、本陳情は不採択とするものと考えます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 それでは、「陳情第13号、中学校給食導入に当たり、市民及び保護者への説明会を実施し、意見を反映させることを求める陳情」について、意見を述べます。

陳情趣旨は、デリバリー方式の給食がどんなものかわからないので、説明会の開催を求めるというものです。中学校給食の導入に関しては、伊勢原市教育委員会は、平成29年10月に加熱式デリバリー方式での実施方針を決定しました。

小学校の給食は自校方式であり、中学校においても同様の方式での導入を求める声もありますが、費用負担が最も低く、また、導入にかかる期間も最も短いのが民間の既存施設を活用するデリバリー方式のようです。昨今、共働き家庭の増加や弁当の用意が負担という家庭もあることをよく聞きます。また、何よりも貧困問題への配慮が優先されるべきであり、成長期の子どもたちへの影響を考慮すると、早期に実施されることが最重要です。どのような方式の給食であっても、学校栄養士が献立を考え、安全が配慮された食材による、バランスのとれた給食を提供できることは、食育も含め、最も大切なことではないでしょうか。かつて自校方式による給食が最もすぐれているとの見解が示されていたこともあり、デリバリー方式の導入については抵抗感が生じることも理解します。県内他市では、高い喫食率で、おいしいと評価されているデリバリー方式による給食の事例もあります。私も実際に試食しましたが、野菜が豊富に使用され、バランスのとれた、満足感のある給食でした。試食会の実施が計画されているとのことなので、積極的に参加し、試食することで理解が進むのではないかと考えます。また、さまざまな考え方や事情で、それぞれの家庭に応じた選択も可能です。

陳情については、不採択とします。

○委員【相馬欣行議員】 私からも、陳情第13号について、意見を述べさせていただきます。

本市の中学校給食の導入に向けては、これまでの経緯を調べてみると、平成17年7月に、中学校給食のあり方について調査研究する中学校給食推進検討委員会が設置され、本格的な導入に向けた論議がスタートしています。平成20年12月に検討委員会から報告書が提出され、実施に関する基本的な5つの提言がまとめられています。内容は、1、成長期の心身の健全な発達に望ましい食習慣の形成が必要なこと、2、給食が食の指導の場であり、総合的視点を持った食育の推進を望む、3、最小の経費で最大の効果が得られる方策の実現に努力すること、4、家庭弁当を望む家庭や、アレルギー体質の生徒への配慮をすること、最後に、早期実現に向けて、選択制を含めたセンター方式、もしくは完全委託方式が現実的な手法と考えられること。この提言を受け、平成21年11月、教育委員会は中学校給食実施方針をまとめ、1、早期に完全給食を実施すること、2、方式については、デリバリー方式（完全委託方式）での実施を決定し、保護者説明会を実施しています。

平成22年3月、教育委員会にて、1、デリバリー方式は保護者の理解が得られない、2、市内に受注企業はなく、雇用の拡大や経済効果が見込めないとの理由で否決されています。その後、平成22年6月、教育委員会議において、安全安心かつ温かい給食を実現できる自校方式が理想との見解が示されました。しかし、この方式は、市長に提案されるも、財政状況等から、いせはら21プランに掲げた平成24年度までの実現は不可能と判断され、さらなる検討とスクールランチの充実を図るとの市の方針が決定されています。

少子高齢化社会の進展に伴い、共働きの世帯がふえ、弁当づくりの負担感が増

していることや、子どもの貧困対策の面で学校給食が注目され、県や市町村の給食実施率や内容について、マスコミ等にも多く取り上げられるようになりました。中学校給食の実施率は、全国では90%を超えている中、全国最低の我が神奈川県としては27%台にとどまっており、県内の実施、未実施市町村が公表される事態となっています。

このような経過や社会情勢を受け、平成29年10月に、見送られてきた本市の中学校給食について、デリバリー方式（加熱式）の選択制の導入方針が、教育委員会議で決定されました。これを受け、所管する教育福祉常任委員会でも、まちづくり検討会議の議題に織り込み、勉強会や協議会を開催するとともに、先進事例の調査を進めてまいりました。その中で、保護者の意向を確認することを目的としてアンケートが実施され、保護者や生徒、先生からの個別の意見も多くいただいているところです。また、教育福祉常任委員会としても、教育委員会が固めた方針に対し、1、食育、公平性の観点から、選択制ではなく、全員喫食をめざすこと、2、食物アレルギーを有する生徒にも対応した給食を提供すること、3、今後予想される小学校給食室の老朽化を考慮した、長期的視点を持つ中学校給食計画を示すことの3点を意見として取りまとめ、教育委員会に提出するとともに、考え方について意見交換を行い、方向性の確認をしているところです。

るる申し上げてまいりましたが、中学校給食の導入の目的は、食育を通じた生徒の健全育成であり、本市は、述べてきた過去の経緯により、他市より実施がおくれ、後発組となっています。本市の財政状況や昨今の異常な暑さによる熱中症対策等も急がれ、優先順位も考慮しながら進める必要がありますが、実施に向けた対応を模索していく必要があります。その意味で、今回の陳情は、保護者の理解を促進する中で、実施を望むものであり、考え方を理解するところですが、陳情理由にある、デリバリー方式の理解不足に関しては、保護者へのアンケート結果から、66%が理解していると判断できますし、給食を注文するかの問いに、週2回から3回以上注文するが55.8%を占めていることから、保護者の理解は進んでいるものと解釈できるため、引き続き多様な場面で正しい理解を促していただくことを望みます。

さらに、デリバリー方式の選択制を実施している鎌倉市では、70%以上の喫食率、調査しました大阪府貝塚市では、全員喫食で満足度が70%を超えていることから、方式も大切ですが、取り組む基本的姿勢や運営面での工夫、改善、努力によって、おいしい給食の提供を実現することが大切であると考えます。

以上の理由により、本陳情は不採択といたします。

○委員【中山真由美議員】 陳情第13号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

中学校給食導入については、伊勢原市教育委員会でデリバリー方式（加熱式）による実施の方向性がまとまり、教育福祉常任委員会として、執行部とも議論を重ねてまいりました。平成30年5月下旬から6月15日まで行われた中学校給食についてのアンケートの中でも、毎日弁当をつくるのは、仕事をしていると負

担、デリバリー方式の給食を子どもに食べさせたいと思えない等、さまざまな意見がありましたが、デリバリー給食を注文したいと思いますかとの問いに、毎日注文したいと、週に2、3回注文したいを合わせて、小学校6年生の保護者は55.2%、中学校1年生の保護者は55.8%と5割以上の保護者が注文したいと答えています。ただ、約4割の保護者は、まだ迷っていたり、不安を感じていますので、陳情にもあるように、行政は丁寧な説明を行う必要があると考えます。

しかし、自校方式の給食については、かなりの費用や時間がかかることも事実であり、なるべく早期に実施することで、食育や貧困対策の対応を進めることにより、少子高齢化などによる将来的に市民にかかる負担を少しでも軽減することも考えなくてはなりません。さらに、全員喫食やアレルギー対応、小学校給食室の老朽化も考慮した計画等をめざしていくよう、教育福祉常任委員会として、伊勢原市教育委員会に意見書を提出しました。さらに、意見書の内容に取り組むよう、委員会で確認してまいります。

このようなことから、市民の公平性や将来的にかかる負担を軽減すること、実現に向けた中学校給食導入等を考慮して、この陳情内容には賛成できないものと判断いたします。

以上の理由により、本陳情は不採択にすべきと考えます。

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【山田昌紀議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第14号 平成31年度における「重度障害者医療費助成制度」
継続についての陳情

結 果 不採択

○委員長【山田昌紀議員】 次に、「陳情第14号、平成31年度における『重度障害者医療費助成制度』継続についての陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 それでは、「陳情第14号、平成31年度における『重度障害者医療費助成制度』継続についての陳情」について、意見を述べさせていただきます。

神奈川県では、平成20年に重度障害者医療費助成制度を変更し、障がい重複者を除く障がい者に、窓口負担、年齢制限、所得制限を導入しました。本市では、県の助成制度変更に伴って、県制度との整合性を図り、本事業の安定的な運営が行われるように、精神障害1級を助成対象とした障がい要件、前年度の所得が特別障害者手当における所得限度額を超える者、65歳以上で障害者手帳を取得した者を対象外とする所得要件と年齢要件を導入した条例改正を、平成26年12月に行っています。福祉に係る予算の多くを占める扶助費については、高齢化の進行により、毎年増加しています。医療費の公平な負担と重度障害者医療制度の継続的な運営のためには、所得制限や年齢制限を設けることはやむを得ないことと考えます。

よって、本陳情は不採択にすべきと考えます。

○委員【宮脇俊彦議員】 それでは、「陳情第14号、平成31年度における『重度障害者医療費助成制度』継続についての陳情」に、採択すべきとの立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は、伊勢原市の平成31年度予算編成に当たり、重度障害者医療費助成制度について、障がい者、透析患者が負担なく医療が受けられるよう求めた陳情です。神奈川県は、平成20年に重度障害者医療費助成制度を変更して、障がい重複者を除く障がい者に、3条件、1、窓口負担、通院1回200円、入院1日100円、2、年齢制限、申請の時点で65歳以上は適用除外、3、所得制限、年間360万円以上は適用除外を逐次附帯しました。しかし、伊勢原市では、平成26年度まで独自施策で支援をしてきました。平成27年度、県と同様の制度が導入されたため、患者に大きな負担がかかっています。

障がい者が得る収入、作業所の工賃、障害年金、親からの仕送りなど、年収100万円以下が過半数となっています。保護者との同居が多く、社会的自立の基盤が弱い立場に置かれているのが現実の姿です。家族に依拠しなければならない状況で、一生医療とつき合わざるを得ない障がい者にとって、医療費負担は重要な問題です。平成24年度に内閣府が出した障害者白書の中では、身体障がい

者の発生時の年齢分布を見ると、40歳代以降の発生が6割強を占めており、65歳以上の発生に限っても24%程度、平成26年度、障害者施策に関する基礎データ集でも、生活のしづらさが生じ始めた年齢は、65歳以上を対象とした統計でも49%になっています。このことから、65歳の医療費助成の年齢制限導入が、当事者にとっていかに厳しいものであるかがわかります。

市政の本分である、市民の暮らし、福祉の充実の実現を図るためにも、障がいがあっても、なくても、平等に生きられる社会を実現させることこそが重要ではないでしょうか。伊勢原市においても、障がい児者、透析患者が負担なく医療が受けられるように求め、さらに県にも要望を上げ、重度障害者医療費助成制度の継続をすべきと考え、本陳情は採択すべきと判断します。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第14号、平成31年度における『重度障害者医療費助成制度』継続についての陳情」に関して、意見を述べます。

この陳情は、平成31年度においても、障がい児者、透析患者が負担なく医療が受けられるように、重度障害者医療費助成制度の継続を望むものです。神奈川県は、平成20年に重度障害者医療費助成制度を変更し、窓口負担、年齢制限、所得制限の3条件を導入しました。伊勢原市では、平成27年4月から年齢制限、所得制限が導入され、同一の病院内で透析治療を受ける患者間で不平等な感覚が生じているようです。この3条件については、都道府県や市町村においても実施状況に違いがあり、導入に向けての動きも一様ではありません。生命の維持のために欠かすことのできない透析患者や障がい児者にとっては、複雑で不安な心境に追いやられる中での治療や受診ではないかと察するところです。県内で3条件未実施の市町村は11、年齢制限、所得制限の導入は12、年齢制限のみは9、所得制限のみは1という状況です。特に生命の維持にかかわる透析治療は、生存権にかかわることであり、自治体間に相違があるという現状は問題であり、解消されるべきと考えます。ナショナルミニマムとして、全国どこにおいても安心して医療を受けることができるように、同様の対応であるべきです。

陳情第14号については賛成であり、採択するべきです。

以上です。

○委員【大山学議員】 それでは、陳情第14号について、意見を述べます。

神奈川県においては、平成20年度より障がい者に対する窓口負担を導入し、65歳以上の新規重度障がい者の適用除外、そして、所得制限などの改正がされました。本市においても、当事業を今後も安定的に維持していくために、障がい要件、所得制限、65歳以上で障害者手帳を取得した者を対象外とし、所得要件と年齢要件を導入した条例改正を、平成26年12月定例会で可決いたしました。

重度障がい者、透析患者の身体的、経済的な負担は大きなものがあることは承知しています。身障者医療助成制度は、保健福祉向上を目的とし、医療保険の自己負担を助成する制度ではありますが、現在、少子高齢化の進展、医療技術の進歩とともに、高度医療による医療費の増加等、本市の医療費の増大が進行し、制度そのものの存続ができなくなるおそれがあります。本市においては、電車や定期

バス路線等を利用することが困難な在宅の重度障がい者に対し、福祉タクシー券を交付し、自動車燃料費の助成などを実施しています。今後も医療制度の安定的な維持のためにも、所得制限を設けることはやむを得ないものと考えます。さらに、陳情理由の中で、年齢制限の導入は、透析を受ける上で大変な経済的、医療的な不安になると述べられていますが、65歳以上の方は、後期高齢者医療保険の適用が受けられるので、窓口負担は1割に抑えられるという措置が講じられていることを鑑みると、年齢制限の導入は相当な理由があるものと考えます。

以上の理由により、本陳情は不採択とすべきものとしたします。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私のほうからも、「陳情第14号、平成31年度における『重度障害者医療費助成制度』継続についての陳情」について、意見を述べさせていただきます。

障がい者、健常者問わず、安心して医療を受けられる環境の整備は、市民福祉社会の向上をめざす意味で、実現に向け取り組む大切な施策の一つと考えます。医療費の推移について、具体的数値で考えてみると、一般会計の平成29年度決算ベースでは、市税収入が、前年より3億3000万円、5年前と比較し、15億8000万円増加する中、扶助費が前年比5億2000万円、5年前の比較で18億8000万円増加と、異常な伸びを示しています。国民健康保険事業特別会計では、平成29年度決算ベースで115億2000万円であり、5年前と比較し、約10億円増加しています。その中で、重度障害者医療費助成事業は、医療証交付者数が、平成29年度1466人であり、前年比較70人減少、5年前と比較し147人減少していますが、1人当たりの助成額は14万9531円で、前年度の15万208円から677円減、5年前との比較で2400円減にとどまっています。助成総額でも2億2218万円と、高どまり状態にあります。国民健康保険以外にも、高齢化社会の進展により、介護保険事業特別会計が、5年前との比較で約8億8000万円の増加、後期高齢者医療事業特別会計で2億8000万円増加しています。

支える労働世代が減少する中、社会保障という事業をしっかりと支える基盤づくりに向け、子どもを産み育てる環境改善に、今以上に投資し、若い世代をふやすことが求められていますが、本市では小児医療費助成制度でも、小学校6年生までの拡大にとどまり、所得制限も設定されています。少子高齢化社会において、産み育てる子どもの数をふやす取り組みを、成果が出るまで継続するには、強い決断と時間が必要となりますが、現在の社会保障制度を堅持するためには、完遂することが大切と考えます。

この陳情については、毎年継続し提出されていますが、会派の論議の中でも、趣旨は理解しつつも、医療費の増加に歯どめがかからず、社会保障制度そのものや個別の医療費助成制度を堅持し、崩壊を招かないためには、一定の窓口負担や制限を求めていくことは必要であると考えます。

以上の理由から、社会保障制度の仕組みを担保するためには、制度の見直しは

必要と判断し、本陳情については不採択といたします。

○委員【中山真由美議員】 陳情第14号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

神奈川県は、平成20年に重度障害者医療費助成制度を変更し、窓口での一部負担金、65歳以上の新規障がい者の適用除外、所得制限額を超える方の適用除外を導入しました。重度障がい者の経済的な不安など、ご心情を大変憂慮するところですが、少子高齢化や人口減少など、医療費の増大が進む中で、重度障害者医療費助成制度を継続するためには、3条件の導入はやむを得ないと考えます。本市では、65歳以上の新規重度障がい者には、後期高齢者医療保険が前倒しで適用され、1割負担に抑えられる措置も講じられています。また、透析患者は通院回数が多いため、タクシー代やガソリン代の助成が拡大されました。このようなことから、市民の公平性を考慮して、さらなる助成制度の再構築に向けた予算策定には賛成できないものと判断いたします。

以上の理由により、本陳情は不採択にすべきと考えます。

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【山田昌紀議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第17号 小学校、中学校へのエアコンの設置に関する陳情
結 果 採 択

○委員長【山田昌紀議員】 次に、「陳情第17号、小学校、中学校へのエアコンの設置に関する陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】 「陳情第17号、小学校、中学校へのエアコンの設置に関する陳情」について、意見を述べます。

2018年は、全国各地で最高気温の記録を更新する地点が相次ぎました。命にかかわる危険な暑さという言葉も、毎日のように耳にするようになりました。学校で熱中症になる子どもも多く、愛知県豊田市では、校外学習から学校に戻った男児が死亡する事故も発生しています。猛暑のたびに熱中症の危険が言われる現在、命を守るための適切な室温調整は常識とされています。陳情理由にあるとおり、伊勢原市は、周辺自治体にエアコン設置に関して取り残されている状況です。義務教育段階においては、教育環境は公平に保障されるべきであり、エアコンの設置を求める本陳情については、採択すべきと考えます。

○委員【宮脇俊彦議員】 それでは、「陳情第17号、小学校、中学校へのエアコンの設置に関する陳情」に、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

次世代を担う小中学校の生徒に良好な教育環境をつくることは、市政として当然のことと考えます。教室にエアコンを設置することは、その一つであり、この間、総括質疑、一般質問で再三取り上げてきました。しかし、市長をはじめ、市当局の回答は、教室には扇風機があるからと後回しにされてきました。ことし夏場の気温上昇があり、全国的にも小中学校の教室へのエアコン設置の声が高まっています。近隣の厚木市、平塚市、秦野市では既に導入されているか、導入が決定されています。伊勢原市はおくれています。先日市長から、中学校の教室にエアコン設置に関する発言がありました。その内容は、国のエアコン設置に対する補助金支給の動向を見てからと、要領を得ないものでした。次世代を担う小中学校の生徒に良好な教育環境をつくるためにも、本陳情を採択すべきと考え、賛成の意見とします。

○委員【大中学議員】 それでは、陳情第17号についての意見を述べます。

本陳情に述べられているように、地球温暖化の影響、コンクリート造の建築物の増加、道路のアスファルト舗装による蓄熱、各家庭のエアコンの普及による熱排気の外部への放出等、各種要因により、夏の暑さは年々厳しさを増しているのが現状であります。平成30年7月2日から20日に実施した小中学校の教室内温度調査の結果を見ると、合計測定数494点のうち、文科省が定める基準値、17度以上28度以下であることが望ましいとする基準値を超える測定結果が450点ありました。最高気温が36.2度を記録した教室もあり、教室内で熱中

症にかかる危険性も懸念されます。もはや扇風機だけで対応できる状況にはないと考えます。また、エアコンを導入した市町村では、児童生徒の学力が上がる傾向にあるとの調査結果も報告されており、健康、学習進度の向上のためにも、夏季における教室の環境の改善は必要なものと考えます。

よって、早期に小中学校の教室にエアコンを設置する必要があるものと考え、本陳情は採択すべきものとしたします。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 陳情第17号について、意見を申し上げます。

陳情趣旨は、小学校、中学校の全ての教室にエアコンを設置してもらいたいと率直に述べられていますが、今夏の異常気象による酷暑の子どもたちに及ぶ危険性を考えれば、保護者の不安の声に耳を傾けることは当然のことです。県内の公立小中学校の普通教室のエアコン設置率は、昨年4月に79%であり、この夏の猛暑を受け、新たに設置を決めたり、設置計画を前倒ししたりする動きが広がっているとの文部科学省の調査を、9月8日付の新聞は報じています。それより以前に、熱中症による小学校授業時間内での痛ましい事例もあり、エアコン未設置の学校環境に対する保護者の心配は極めて高まっていると察します。さきの新聞報道における伊勢原市の状況は、ほかの多くの自治体が、来年度には設置あるいは設置をめざすとあるのに対し、小中学校に今後設置する方針とあり、今夏の酷暑を受けて、緊急的な対応が求められる状況に対して、極めて消極的な印象であり、残念です。エアコン設置については迅速に対処すべきであり、陳情には賛成いたします。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 「陳情第17号、小学校、中学校に対するエアコン設置を求める陳情」に対し、意見を述べさせていただきます。

豊田市で、小学校低学年のお子様が悪熱で亡くなった事件を契機に、マスコミも県内の設置状況を詳細に報道し、現在、無条件で実施すると公表していないのは、一般市では本市ぐらいでしょうか。以降、市民からの要望も大変多くいただいております。また、先日、小中学校の職員と懇談会をする中でも、全学校から、子どもたちの健康や生命にかかわる暑さであること、台風21号のときは、暑い中、風雨を防ぐため、窓を閉めて実力試験を実施したが、蒸し暑い中で、実力を出し切れなかったか心配の声、習字の時間は、半紙が飛ばないように、窓を閉め、授業を進める必要があることなど、多くの問題、課題、苦労を伺いました。

最近の気温は異常であると認識しています。運動中や外の仕事において、熱中症対策には多くの時間とコストを費やしている中でも、救急搬送が後を絶たない状況であり、7月の搬送件数は、消防庁報告で5万4220件、昨年度より2万7518件多い数値となっています。この中で、亡くなった方が133人に上ります。体力のある大人でも厳しい状況の中、体力のない子どもたちは、大人が環境を整え、守る必要があると考えます。くらし安心メールでも、室外活動にとどまらず、室内でもエアコン利用の注意喚起を市が発信しています。先日7月の小

中学校の室内温度が報告されましたが、最高温度は、午前中が竹園小の36.2度、午後が成瀬小学校の35.6度と、外と変わらない異常な温度で、昨年度から比べても2度から3度上昇しています。この中で集中して勉学に取り組みなさいと指導できる状況ではないと考えますし、運動している子どもたちに、危険だから室内に入りなさいと言っても、この温度では、室内が安全という保障はありません。庁舎を含め、家庭でもエアコンなしに過ごすことは不可能であり、健康、生命が危ぶまれる状況であります。県内小中学校の普通教室の設置状況や近隣市の状況を勘案し、本市のみおこなっている状況は認識しており、給食導入よりエアコン設置の優先度が高い旨は、多様な場所で論議してきたとおりであります。また、市議会としても必要性を十分認識し、一刻も早いエアコン設置を求め、対応を模索しているところであります。

以上の理由により、本陳情を採択とし、一日も早いエアコン設置に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 陳情第17号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

地球温暖化などの影響により、ことしの夏は日本各地で記録的な猛暑となり、学校での活動中に児童生徒が熱中症となるケースが相次ぎました。本市では、熱中症により病院に搬送されたケースはなかったとのことですが、特に子どもは大人よりも熱が体にこもりやすく、十分注意が必要となります。この猛暑の中、本市の小中学校の子どもや教職員が、学校でどれだけ暑い思いをしながら過ごしているのかと思うと、早期に小中学校へのエアコンの設置をと考えます。近隣市の秦野市や厚木市は、既にエアコンが全ての小中学校の教室に設置しており、平塚市も、ことしの夏は小学校、来年度の夏は中学校の教室にエアコンを設置すると表明しています。全ての小中学校の教室にエアコンを設置するには、かなりの費用がかかりますが、人命にかかわることでもありますので、なるべく早期に実施する必要があると考えます。そして、菅官房長官も、ことし7月24日の定例会見で、児童生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は緊急の課題とし、小中学校へのエアコン設置を、政府として補助する考えを示しました。このようなことから、本市は実現可能な小中学校へのエアコン設置の計画策定を早期にすべきであると判断いたします。

以上の理由により、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【山田昌紀議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第19号 大田公民館の解体について、市民の意見を反映させることを求める陳情

結 果 不採択

○委員長【山田昌紀議員】 次に、「陳情第19号、大田公民館の解体について、市民の意見を反映させることを求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大山学議員】 それでは、「陳情第19号、大田公民館の解体について、市民の意見を反映させることを求める陳情」について、意見を述べます。

大田公民館の廃止及び大田ふれあいセンターとの機能統合は、本定例会において議案として提出され、本会議、特別委員会にて慎重に審議されているところであります。その中で、人口減少社会の到来、少子高齢化による税収減を迎える中で、公共施設はどうあるべきかを慎重に議論を重ねてきました。本陳情理由に述べられているように大田公民館の廃止は、利用者に多少の不便をかけることになるとの推察はできますが、2施設は隣接しており、機能統合した後は、ふれあいセンター及び消防署南分署において、利用者に不便をかけることなく使用できるような対策をとっていること、大田公民館は築39年を経過しており、今後20年の使用に耐えるためには、耐震化や改装等の工事に莫大な費用がかかること、大田公民館の解体工事に2500万円余の費用がかかり、解体しないで使った場合の費用の10年分相当の予算を使うことは合理的でないとしているが、仮に今、大田公民館を解体しないとしても、10年後、20年後、老朽化により解体する時期が来ることは明白であり、さきに挙げた人口減少社会の到来による税収減を推察すると、解体費用が重くのしかかることは十分に考えられます。次世代に負担を残さないためにも、今、取り組むべき課題であるものと考えます。

市民の代表である議会、そして、常任委員会、特別委員会で十分に議論を尽くしていることを考えると、本陳情は不採択とすべきものと考えます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 それでは、陳情第19号に賛成の立場で意見を表明します。

この陳情は、大田公民館の解体について、市民の意見を反映させることを求める陳情です。公共施設受益者負担特別委員会、研究会が議会に設置されて議論されてきましたが、大田公民館の解体については議論の対象外とされ、議論、研究はされていません。また、大田公民館で説明会が開催されましたが、参加した市民から、大田公民館は築39年で、耐震補強もされており、すぐ解体する必要はないのではないか、それよりも、今の利用率70%をもっと高めることこそ必要ではないかとか、大田公民館を使ってきたが、解体したら10%使えない団体が出る、これに対しての不安がある、また、地域住民から、市は利用団体の調整をす

ると言っているが、利用者にはどの団体が使っているかはわからず、調整のしようがない、市が中に入って調整するのかとか、大田公民館は住居から離れているから、楽器を使った練習ができる、しかし、消防署南分署では、消防署員のことを考えると、卓球でドタバタ足音をさせて、本当に練習できるのか不安だ、などの声が寄せられています。こうした市民の声に答えられていないのが実態です。2回説明会が行われましたが、明快な回答はされていません。こうした声に応えないまま、解体を決めることがあってはならない。市民の意見を反映することが必要と考えます。

また、先ほども言いましたが、鉄筋の大田公民館は築39年で、通常のメンテナンスをすれば、20年もちます。うまく補修を続ければ、さらに20年使える、こう言われる建物です。公共施設は、大切に長く使い続けることこそ価値ある使い方です。この観点からも、検証が必要ではないのでしょうか。さまざまな角度から検討すること、市民の意見にしっかり応えることこそ必要ではないでしょうか。

以上の観点から、本陳情に賛成を表明いたします。

○委員【土山由美子議員】 「陳情第19号、大田公民館の解体について、市民の意見を反映させることを求める陳情」について、意見を述べます。

陳情では、大田公民館と大田ふれあいセンターは、隣接していても、利用が少ないという事実はないとのこと。平成29年度の利用状況報告では、大田公民館が1万7894人、大田ふれあいセンターが2万7467人です。これだけ多くの利用がありながら、大田公民館を解体し、大田ふれあいセンターを大田公民館にし、大田ふれあいセンターを廃止する計画が進むのは残念に思います。また、大田公民館の解体や跡地整備費用、南分署講習室修繕費を合わせると2454万5000円、約2500万円であり、これはまだ耐用年数がある大田公民館の9年9カ月分の施設維持費に相当する額であると、陳情者は述べています。

大田公民館は、昭和54年の建築であり、鉄筋コンクリートの耐用年数が60年と言われているので、今後20年は使用可能です。しかし、築39年が経過している建築では、伊勢原市公共施設等総合管理計画によると、大規模改修が必要であり、その経費は1億3000万円と記載されています。大田公民館を廃止すれば、跡地整備等に約2500万円であるのに対し、存続のためには1億3000万円がかかるという計算です。市民の活動の場は、運動による健康増進、生きがいや喜びにつながることなどであり、何にもかえがたいものであることは理解します。しかし、少子高齢化や人口減少社会に向かう中では、公共施設の統廃合や合理化等の選択も視野に入れ、持続可能な公共施設のあり方も検討する必要があります。大変残念な選択ではありますが、やむを得ない方向性であると考え、この陳情は不採択といたします。

○委員【相馬欣行議員】 「陳情第19号、大田公民館の解体について、市民の意見を反映させることを求める陳情」に対し、意見を述べさせていただきます。

日本の人口が減少する中、進展する少子高齢化社会が大きな問題としてクロー

ズアップしています。現在の社会保障制度をどう堅持、向上していくか、大変大きな課題であり、財政、人材確保に向けた取り組みが必須の状況です。また、本議会でも論議されている有料化の主要因の一つ、公共施設の建てかえや維持管理も待ったなしの状態です。公共施設の一元管理を進めるため作成した公共施設等総合管理計画では、今後40年間で必要な経費として、公共施設で903億円、インフラで649億円必要と試算されています。それ以外にも、熱中症対策を進めるためのエアコン設置や中学校給食の推進など、子育て、教育環境の整備に向け、おこなっている施策推進に取り組む必要があります、さらに多くの経費を必要とします。

平成28年3月に、伊勢原市都市マスタープランがまとめられ、20年後の2035年にめざす将来都市像として、集約型都市（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）をまとめ、快適に暮らせる都市、活力ある都市、個性と魅力ある都市をめざすこととしています。人口が減少する中、市民サービスを堅持しながら、行政運営を進めるためには、管理する公共施設の面積自体をコンパクトにし、維持管理コストの縮減をめざしています。市民の多様な生き方、考え方を網羅し、行政運営を進めるためには、さきに述べたような、大変厳しい環境下での政策推進を覚悟しなければなりません。まして本市の厳しい財政状況では、選択と集中を基本に、優先順位を明確にして取り組む必要性があります。

本陳情の趣旨である大田公民館の解体については、平成26年9月にまとめられた公共施設白書の中で、利用形態等が類似していることから、公民館の老朽化対策に係る経費も考慮した中で、抜本的な解決策を検討する必要があると提起されています。この白書を受け、公共施設等総合管理基本方針について、平成27年12月に公共施設等総合管理計画が作成、展開され、具体的実施計画を平成30年3月にまとめられています。

議会の対応として、平成26年11月20日の公共施設白書の説明会を皮切りに、公共施設等総合管理基本方針及び公共施設等総合管理計画に対する説明会を開催するとともに、各会派の意見に対する文書での回答などを進めてまいりました。さらに、多くの議員が一般質問にも取り上げ、論議を進めてきたところです。また、2施設の統合説明会を平成29年11月及び平成30年3月に実施。説明会では、取り組みの基本的考え方、利用内容、大田ふれあいセンターの改修内容、部屋の不足分対応、今後の日程等が説明されています。さらに、新たに整備されるコミュニティ防災センターの見学会も5月に実施されています。

維持管理費については、大田公民館が築60年となる2039年度末までの試算として、両施設を存続した場合と廃止した場合の比較として、1億7975万円の改善が図られると試算されています。具体的には、統合した場合の削減金額として、大田公民館の大規模修繕費1億3000万円と21年分の維持管理費7620万円、増加分としては、新たに活用する部屋の改修費、駐車場整備費となります。

以上、述べてきました内容から判断し、大田公民館、ふれあいセンターの統合

については理解するところです。

ただし、先日、青少年センター条例の廃止の質疑を含め、機能統合や移転について、代替場所、部屋を用意すれば、事が足りるとは思っていません。長年にわたって利用してきた市民の感情を鑑み、使いなれた、安心できる居場所がなくなることへの不安払拭に向けた配慮が必要と考えます。ロビーの一面での仲間とのたわいのない会話、通路に飾られた作品など、市民は場所への愛着や安らぎを感じてきています。長年にわたり育まれてきた郷土愛と言ったら大げさかもしれませんが、そのことへの気遣いなくして、統合は成功しません。開館以降40年以上経過する中で、地域住民にとって、安心できる憩いの場として利用されてきたわけであり、まちづくりについて、運動会について、少年スポーツについて、趣味の場として、心身の健康の場として、また、子育てや高齢者の憩いの場としてなど、多様で多くのことが、この公民館の部屋またはロビーや通路で育まれてきたものと考えます。このような利用者の40年分の思いが詰まった公民館であることをしっかり受けとめ、理解し、対応することが大切と考え、引き続き利用者、地域住民の目線に立った改善策を講じていただき、新大田公民館が、早い段階で、今までの地域文化を継承できる施設に育つことを申し添え、本陳情に反対の意見といたします。

○委員【中山真由美議員】 陳情第19号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

大田公民館と大田ふれあいセンター統合整備事業については、伊勢原市公共施設等総合管理計画に基づき進めてきました。しかし、統合の説明会の中でも、大田公民館はまだ使えるのに、解体するのはおかしい、統合後も同様に利用できるようになるのか等の不安を感じる声がありました。市民に不安を感じさせることがないように、行政は丁寧な説明を行うことはもちろんのこと、公共施設を持続可能な運営状況に維持管理をしていく責任もあると考えます。

大田公民館の継続使用については、そのまま使用し続けることはできず、修繕に費用がかかることも事実です。その費用を削減して、少しでも市民に少子高齢化などによる将来的にかかる負担を軽減することも考えなくてはなりません。このように、公共施設の統合を行い、コンパクトシティーをめざしているのは、本市だけではなく、全国の自治体の多くが取り組んでいます。このようなことから、市民の公平性や将来的にかかる負担を軽減すること等を考慮して、この陳情内容には賛成できないものと判断いたします。

以上の理由により、本陳情は不採択とすべきと考えます。

○委員長【山田昌紀議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【山田昌紀議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【山田昌紀議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午前10時34分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成30年9月10日

教育福祉常任委員会
委員長 山 田 昌 紀